

2019年4月22日

各 位

会 社 名 株式会社ブロードバンドタワー  
 代 表 者 代表取締役 会長兼社長 CEO 藤原 洋  
 (コード番号 3776)  
 問合わせ先 常務取締役 法務・経理統括 中川 美恵子  
 (TEL. 03-5202-4800 代)

### 第三者割当による新株式、行使価額修正条項付第10回新株予約権及び 無担保社債（私募債）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2019年4月5日付の取締役会において決議いたしました、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」という。）を割当先とする第三者割当の方法による新株式（以下「本株式」という。）、第10回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）及び無担保社債（私募債）（以下「本社債」という。）の発行に関して、本日付で、本株式による調達資金の額（350,577,500円）、本新株予約権の発行価額の総額（8,450,000円）及び本社債の総額（650,000,000円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本株式、本新株予約権及び本社債の発行に関する詳細につきましては、2019年4月5日公表の「第三者割当による新株式、行使価額修正条項付第10回新株予約権及び無担保社債（私募債）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 1. 本株式の概要

(1) 払 込 期 日	2019年4月22日
(2) 発 行 新 株 式 数	1,150,000株
(3) 発 行 価 額	304.85円
(4) 調 達 資 金 の 額	350,577,500円
(5) 資 本 組 入 額	1株につき152.425円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	175,288,750円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 先 )	第三者割当の方法によりマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てます。

#### 2. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2019年4月22日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	65,000個
(3) 発 行 価 額	総額8,450,000円（本新株予約権1個につき130円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	6,500,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。

	本新株予約権の下限行使価額は201円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、6,500,000株です。
(5) 資金調達額	差引手取金概算額：2,170,950,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
(6) 行使価額及びその修正条件	当初行使価額 335円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求に関して本新株予約権の発行要項に基づきなされる通知を当社が受領した日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の当社普通株式の終値の91%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法によりマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てます。
(8) その他	当社は、割当先との間で、本株式及び本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。 本買取契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨等が規定されております。

### 3. 本社債の概要

(1) 名称	株式会社ブロードバンドタワー第1回無担保社債
(2) 社債の総額	金650,000,000円
(3) 各社債の金額	金16,250,000円
(4) 払込期日	2019年4月22日
(5) 償還期日	2020年4月21日
(6) 利率	付さない。
(7) 発行価額	額面100円につき金100円
(8) 償還価額	額面100円につき金100円
(9) 償還方法	満期一括償還 本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）は、各暦月の末日を期限前償還日として、当社に対する遅くとも10日前までの通知をすることで、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを当社に対して請求することができます。もつとも、本社債の発行日から8ヶ月の間は、本社債権者は、本新株予約権の行使によ

	<p>り本社債権者から当社に対して払い込まれた金額の累計額を超えない範囲でのみ期限前償還を求めることができる旨が本社債に係る買取契約で規定されております。</p> <p>また、当社は、本社債権者に対する遅くとも10日前までの通知をすることで、いつでも、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを本社債権者に対して請求することができます。また、本新株予約権の発行要項に規定される取得事由が生じた場合や当社が割当先より本新株予約権の買取請求を受けた場合、又は本買取契約の解除事由が発生した場合には、当社はその時点で残存する本社債の元本の全部又は一部を期限前償還するものとされております。</p>
(10) 総額引受人	マッコーリー・バンク・リミテッド

以上